

清瀬市立中学校 部活動拠点校方式実施要領

清瀬市教育委員会

1 目的

清瀬市立中学校に在籍する生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、部活動指導員と外部指導員を活用した拠点校方式による部活動(以下「拠点校部活動」という。)を実施する。

2 事業主体および実施主体

実施の事業主体は、教育委員会とする。また、実施主体は、清瀬市立中学校とする。

3 実施申請

- ①拠点校実施校校長は、教育委員会に実施申請書(様式1)を提出する。
- ②教育委員会は、拠点校からの実施申請書の提出を受け、拠点校方式による部活動参加募集を作成し、学校を通じて、生徒・保護者に配布する。
- ③参加生徒の在籍校校長は、その生徒・保護者からの参加申込書・保護者同意書(様式2)を受けとる。
- ④参加生徒の在籍校校長は、事業目的および拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認して拠点校校長に申請書(様式3)を提出する。
- ⑤拠点校校長は様式3の内容を確認した上で、参加生徒の在籍校校長及び教育委員会宛に承諾書(様式4)を提出する。

4 実施決定

清瀬市教育委員会は承諾書の提出をもって、不都合がなければ実施を認めるものとする。

5 拠点校部活動に参加できる生徒

- ①在籍校に希望する部活動がない生徒
- ②原則として、教員、保護者の引率を必要としない生徒
- ③拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は拠点校の生活指導に従うことへ同意した生徒
- ④在籍校及び拠点校両校の承認が得られた生徒

6 参加生徒の活動について

- ①生徒は、拠点校における部活動の方針(活動日、各大会や試合への参加、遠征等)に従う。

- ②拠点校への移動にかかる経費は参加する生徒の保護者の負担とし、保護者の責任により対応する。なお、自転車を使用する場合は、在籍校の担当者及び拠点校顧問に相談の上、申請する。
- ③活動を欠席する際は、生徒又は保護者が拠点校の顧問へ連絡する。
- ④在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。
- ⑤生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校校長が生徒の活動を中止することができる。
- ⑥前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校校長と協議するものとする。

7 在籍校及び拠点校の連携

- ①在籍校及び拠点校は、担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。
- ②在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
- ③拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

8 大会参加

- ①各大会等への参加にあたっては、主催者が定める大会要綱に従う。
 - ②東京都中学校体育大会については、東京都中学校体育連盟が定める「東京都中学校体育大会実施要項」の「複数校の合同チーム及び拠点校方式チームによる参加規程」に従う。
 - ③各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。
- ※ただし、令和7年度当初からの試行実施期間においては、従来通り、在籍校で登録し、在籍校から参加することも可とする。

9 事故への対応

- ①拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。
- ②活動中の事故及び交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、在籍校が行う。

10 その他

- ①当該年度の拠点校実施内容の生徒・保護者への周知は、拠点校で行う。
- ②拠点校は当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。

③参加生徒の在籍校は、担当者（管理顧問等）を決めておく。天候や拠点校の都合で、急遽、練習予定が変更になる場合など、拠点校からの連絡は、在籍校の担当者またはそれに代わる者から生徒へ連絡する。

※ただし、令和7年度当初からの試行実施期間においては、在籍校の担当者は、上記の連絡調整に加え、当該部活動の活動に協力することを基本とする。